

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十八年十二月一日

指令川建セ第二八〇〇四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十九年五月三十日

川建セ第二九〇〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番二十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目二十六番地七 シヤローム三 二〇一号室

石井 翔太